碧德編

十六

280
7
1A-16

帝國圖書館藏

秘書德編卷之

南龍公

明治十九年八月點査章

東照宮第十一の御子なり御名は頼宣公
初名常陸介と称し後二位權大納言に
任し紀州を領し之を東照宮より孫愛
中小納言頼宣卿と称し器量大才にして
の御出質ありて甚愛寵
御父御後に附
龍宮に不成 台德公と尾張義直卿と紀伊
頼宣卿とを天下右の國にして興廢

愛知県文化会館
昭33.7.30 和
36265

A 280
ブ
1A-1

中納言家康卿江戸に幕府を開き尾張紀伊
三家を築し三家一体の中に家康卿の孫
頼宣卿の嫡の中に　東照宮の御孫に
当たる文武の御相伝を受け給ふ
中務大輔源朝臣山義春入道号尾山公豊岡公
徳川山岡道の祖三郎丹後守城和泉守摂津守
以下武功の輩中に小出吉政家の日記大納言
輝貞入道雪心水公頼宣卿入道一齋
光圀元禄金化院殿長光林道春　御前に
公家武家文武の御備の儀
清四書史漢の評論年家相伝太平記東漢
相模孫子三略六韜の要法の中に胡少の中歴
少々古今注張良孔明馬援又六部の儀式傍例の
伝頼義義家頼朝公奉行の頼の者相伝を
頼宣卿初出の中に　武の
中に及ぶ侍歌業道九輪の道迄を
学古伝の事なれば近代文双の所君と天
下に上下奏の事也と申す　東照宮天下の

一統の後七年七十ヶ條を定め給ひ花押遊ばし
毎日馬場に出給ひ流鏑馬三度しかしてもっぱら的を
蔑ろに定て遊武門の御勢を損亡ひ
如此なる世に成しもひきうの武の道須臾も怠
慢なる武士の本分を忘れ古の儀式を重
ぜられ御自ら長金入道有樂ふ世人能く知る所
世是を金春に尋ね奥義を伝授し
一ツとして暗き事なる道理の中なれと士の
人の身に取ふ偏へ人の業

武士の桜狩りして帰りて
やさしき見るに歌詠ん
世歌の心ふ所を知りて常に思ひ
なる南龍三行脚
下国

一

大坂御陣に付て小二條の御城へ
兵糧を入
授戒師に相ふて大坂表に
頼宣君に年十に成て
御ふ
授戒師に御授戒
大坂表へ

将軍若年にて被成候へとも軍をひきゐし　大和紀伊
和泉河内の地士とも皆々秀頼へ一味し若江の
後より西国之者とも打寄れて後陣に控へて
義直公にハ一方に永井右近安西組ハ後陣にて之
跡より敵を切崩しける　其意なる頼宣君
是非なく御退散有ける　扨五月七日に
両御所様大坂へ御発向被遊候御後備安西組永井
右近大夫直勝備押続尾張と　頼宣君御綱[綱]頭
小笠原なる平野堤にて　義直公は御下馬有けれ

並頼将付にて見ひ成かゝりて　援ともに尾張殿ニ付
常陸介君にも是非尾張殿にも相戦とも成給ひしに御
旗本ハ後陣に小野田安房守豊田文四郎古老の
者ともが両人一所に居て　今日ハ今に於て必
定大合戦であるらん竹[竹]旗本にて相戦ふ事の
事なれハ法に申まてと　頼宣君御旗両人の者
中なれ小田尾張の備を先手大坂ハ御押
一ヶ城に控へて　松平下野守御中にハ切崩して
御網先手の御旗本より先へ進んて　有り則

無量と云古今の先達なれ必定結合を頼る
方なりとは申ながら義経は無量は返答合申
合戦を有方義と中古の人の侍士の方を
を義無量一代小首級を三捕こそ行なり
等でなく今の先達なれ結合を〔義〕小結を
中に始くして師小説さし少の駄部小定
義出云と頼豪云の申備士所斗恨を先く
くと云義彼小を頼豪云侍を成もし年十
歳とて中せを天性なる大将なれ人ぶ

千定

を結合は小方の方は合戦始有ふ入こる相ふ人
急くは先を軍小御て陣を立ふ芝の地を定
陣義と云合こう必定先を小軍なて陣乱
先と見えうとて又無量と申古相陣を結
出を小無量軍りは相なれ小を方義出先
小は合戦を方義を中小結を小未縄を
る武名二涙義出の申備〔京辺〕を結て
向事を中ひと等くく尾張国一宗牛強在
先く京出行波後武名を東小京牛を見出て

山名伊豆守　内府安芸之馬ニ乗り具足ニ鎧の
帷を折敷て御備へ乗込　大御所様上意ニは
御人数ハ初ハ甲しは奈附ニ被成候先列替へ長
岡守宮内少輔御使ニ参り候てハ早速ニ被成
されけるの上意之よし申ニ付頼宣公少も聞入あへまて
なきあんと思ひけれハ是非評定して遅ける
時は先駈し御旗を振せなひき御馬印家
却も定め御人数を後ロへつよ成て相（田）渡（沼）を
不論大坂さして寄る頼宣君も我よりは馬

上より水をこれよりも後陣誰も申さなかりし
しに黒き母衣織たる歩行士馬杉小隠
水を渡て指上るを頼宣君も見れ則よく十分
波侍も渡の左様をとく私は御本陣備々家
人（御家老之入道定勝と云）後藤林原殿へ申すてハ能登芸人
支成之て南渡近申す　（世之後ニ紀州ニて三浦定環ハ家老ニて御頼宣君ニ仰されけり）
（松任はこれ）梅屋関山のことく御家附ハ被成付安藤帯刀
本次是代より金ニ叔（枝）の指あかりて旗を
乙ひ殿ハ何とて遅て御し越し両日き本多能登

[illegible]つるにより[illegible]
[illegible]中の山の上に　大帝西[illegible]
[illegible]の方に對[illegible]
[illegible]
[illegible]
汗をき洗馬のごく小[illegible]
[illegible]頼宣君の[illegible]を引率の山上[illegible]
[illegible]の城天守の樓を見[illegible]
山[illegible]を拔倉[illegible]
月の赤銅千[illegible]

頼宣君の[illegible]
[illegible]
礼をし[illegible]

一

頼宣公の率の山[illegible]
[illegible]腰を[illegible]　台徳[illegible]
[illegible]
合戦[illegible]
頼宣公[illegible]
[illegible]

後陣ふきに至る成、此事を者し　上意をも始
き給ふに恨を申さるべし　検使被仰付
成敗不遂の方の理じ如し　上意を遂い
頼宣君人の日を以合戦成敗を不出
類ふに成敗の儀見事を松平右京亮綱
諫申は今の時如何為合て如相
せき成方義御年若に成て引出
以代の中にて相の事ふ学文も世間
相て成方理き成方者て沙中上て頼

宣君に成と申掛ひ奉ることを申聚あ奉
仕を中ふに我が十に歳の時入なる仕れ
ひて　検使被仰付撃絶すく常陸へ
捨ること　上意にて申参遂しこと
一
元和元年の秋福島左衛門大夫正則流罪ふ仰付
られ申ふ時ふ　台徳公ふ御上洛仕事に
正則の居城の広城へ乗り申ふ
安芸宰相を重長が方相集　助義明と申て
中国ふ正の軍をと取ふ相頼ふ品隆ふ

備後の笠岡より乳母ハ安倍右京を六条殿より
引まゐらせたれは月花若の究中なれとも母
晩使より尼濱水戸の郡西卿を御迎
遣し淀川へ御船にて納涼の御遊の安倍右京
進京船を立日頃淀川へは三人叫ちかみ御城
放船三艘ニやりて御酒宴之耕良伏見の方
より帰るさに川舟数拾艘かゝりを摩湯進
舟の中にも流しけれは母のとゝやくをほゝさせ
尼濱水戸の西卿の御船を漕させの給ひて母之濟

寄せ出し流れにまゝて安倍右京を母より頼宣君
ご見舞せしむ付右京を聴こ頼むは手代を実に
雲安頼宣を給ひて此後ニも少ねは庵摩
蔭ま様にて召出し近付帰路待人に海摩大夫ハ
能士伐数多抱させ給ひて見えあるは名
言ま士伐抱へ申しし当ま人にて師範絡
いかにもとて召れ候は右京を最も召待申に
其後右京を十七歳ハ頼宣卿ニ當年十八
歳ニて御成の後ハ能士とほしさと思ひ

[illegible]

一

寛永元年甲子二月廿七日光圀卿の[illegible]
の[illegible]旅館[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ケ様の利欲にやとて世界を滅ぼす道理中し異
事も利欲数多世界にて中しる損益者重
極てケ様不多四きて人殺切腹を行ふ
事まと有ると世界にて道理中しる八人を能
切る者世界にて中しる損益者重大なりと
中しるとて世界にて道理中しる聖王殷の
紂王と中して無道にて人を害し我慢不敬の
大悪人にて人を害し教生を厭不敬
世界禽獣の業にて人界にて人を相罪人を

切り世界異国にて居者と中して織多の業にて
世界中しる損益公事報色世界にて欲く世界帰り
家業に入て道理を立て法中不道理極
せし向後自分のこの能く生涯きと
世界にて在者の忠言我に感し家を教
ときて

一 或時大なる法者に重言世界に不肖きに前に生れ
法く花り家我不使人にて能き人をおぼえ
何事も百のはしるの多し寛角人なきて

以海を敵とを防ぎ渡道を形として以自分の見て
みて人をしたがへ[illegible]水軍新に[illegible]
[illegible]人を以見立敵[illegible]留者も[illegible]
[illegible]家人[illegible]以自ねの
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]感[illegible]敵[illegible]
[illegible]

江戸[illegible]勢州桜[illegible]以渡[illegible]
[illegible]大風波[illegible]以渡[illegible]

[illegible]頼宣君[illegible]以渡[illegible]
[illegible]松平[illegible]
[illegible]引[illegible]以渡[illegible]
[illegible]文字[illegible]
[illegible]頼宣君[illegible]以渡[illegible]
[illegible]以渡海[illegible]
[illegible]松平[illegible]
[illegible]以渡[illegible]
[illegible]松平[illegible]
[illegible]以渡[illegible]

致し候事も陸を以て佐渡へ参り候へ共六所ニ而ハ大
風波にて佐渡へ渡海を留め申すに寄りけれバ故
縁無く寄りし所の大風波に松坂より三州吉
田へ渡りぬ近辺より渡海中へ敷様にと渡海を
留め申す所 其渡海不仕候て八ツ時ハ出申ス間
其を存じ大風波を凌ぎ渡海仕候て申上候
聞入ぬ成る感せぬ者あり 類宜敷候ハ光明院
此挨拶なくして御無之後日御前に御機嫌をも窺
ひつくろひて上にて料理の儀仕り御前にて

御菓子下され 御内意にて十ヶ程の事を大きに御感にて
此外の者共ニ而も徹し不存知に大死致し一生敷て
事ありしより此事を存じて作りもしたりて

一 世後江戸より当地の時に大風にて吉田の渡
海不仕難儀の折に此存じて風波渡し申
し此渡海不仕 御船掛り 此未不仕候中に
出来候中以下色々申上候之候是非とも此台
下され候共是程の波風に乗船の故をいたす事を
御思召の段 三浦長門守殿附にて御沙汰の内にて

大高源吾の重高を生じたる方位にて十二月
四日の夕方に至て雪降て源吾の十四日は雪降中に
少も降雪なく少も我が方にて降て
中にて降るべきやと云へども遂に十二月の
末に源吾四郎と赤穂の浪人の頼信風雪
降雪なく降て中にも赤穂四郎と信濃守
源吾の中に石火の如くれ出て中事中に八
四郎左衛門に降雪なく大雪なりしと水主に
なりて波風なく穏なりて四郎左衛門
なりし波風なく穏なりて

降雪船なりしも降雪船不宜水主も強き事
なれば降雪船出しなりて中事中に四郎左衛門
方へ頼宣君に信濃守様の御
虎狼殿方へ池を少なれば大事成関取士と
なりて家中に知れ渡り是不祥なる事
と云へ共源吾の中に大川殿に降雪なく波
浪信濃守様に御家中に知れ渡り
人と四郎左衛門方へ降雪なく
船出に波浪なく風穏なりて降雪なく

相立申候ハ扨又夫是と延引申候ニ付申上候
頼宣君御代ニ熊野ニ而其来の士大将ニ申付
荷を積させ家中之者雑人を宮ニ移し置
ら御帰候時紀伊大手御門左右ニ見付を御成
申候哉其主人ハ武士風情ニ船をかし敵の浮
被し渡海候得ハ又者雑人とも紀州の味をのり
出来申さず候ニ付而も人を宮ニ移り申候哉
彼船ニ成され家中主の供被し候ニ海中ニ而
被成候ハ之て是ニ而相成申す事ニ申候

之有候様御座候　実ニ海中ニ而我家来乃
士とも又者雑人迄も是れ候との事ニ御座候得者
へて武波風ニ而人数を損し候事而解せし候
陸之旨ハ川船ニ而打廻りて御意ニ而出渡
海ハ不成候而陸之通りと成候ニ付而人の諫
言をよく出し入用ひなされ候事ニ付而漢
の高祖唐の太宗ニも是らせ頓ニ常ニ御意ニハ
諸侯士我用ゆるニ之を用て我用ニ立つ
ものは家中之惣人数の留守を引ハ我一人の

一 分別となる事りと
頼宣君ハ権現様御末子常ニ御威光
権現様御旗本之士を以御龍飛御成にて他所の君
又ハ浪人迄も御召抱被成社御金御酒ニ来
御下 御無言の段を御自身及ひ御威大切之事
は能き人を召抱えて被下候得者 思召し池の
家中の若者共あり 召抱候者もも縁々にて召抱
御威光被仰付 使者を以御申合へも御意
御召抱候ハ中しも御為之在程ニ大勢云書付之

旗本へ御預り候而 水野出羽守へ御預り河村
肉直田中玄蕃頭へ右者 権右衛門方伍因幡
大山播磨守 鶴 渡辺安房守岡根織部村
城田右衛門 右之士共を
右者 不可 中出者ニハ三万石
関東者 小国之国の若千
天下 浮正
の [illegible]
日野 之氏

大坂両御陣の様子首尾能候ハヽ中々宗ニ被成候ニ付てハ
たし平塚五郎兵衛・山田八左衛門・中村孫兵衛・中川権左衛門
米売左衛門・塩川信濃・村瀬佐左衛門・宇佐見造酒・両
三助舞ニ至て夜加わり候て大坂御陣ニも手柄有之
ある者共ニ候へとも さして然ニてハ不被仰付候申
川村左衛門塩川なとハ能書ニ有之事ニて有之抱ハ
唯頼宣君ハ覚之有之侍大夫とも筋目の武士を
いか程も有之抱被成御家中ニ仕置数多召抱被成候命を
捨候ニ付てハ入なれと御座候之

一 頼宣君御秘蔵の名馬場ニて 御馬を召ありニて乗被成候
両侍の者ハ馬場の西の方の御櫓之御入ニて両の陣ヶ所を取
侍ニ被仰付てハ内堀の方矢倉より 直ニ長屋の前
の海道を通り往還を御見物被成候処
青柳鎮吉郎と云ふ者ニ姓名乱字の様ニて乗
有之ニて 御秘の両羽織数多尾張ニて御段
ふい人ニ長柄傘さしかけ通りさし給ひ 薮之内
通り候ニ洗ニて 返し段立ニ本綿羽織ニ乗立
さし出候の者ニ二人供連ニ違候て通り候を御覧

なきうれひは道理なりと結局をこゝろつて細川越
中守に知らせんとそひとりれ財宝ひ少及ひ所
領の中渡〳〵数度見よ或る石をもて居る所の説
みて本陣地幾丈余をさし歩行武者ハ兎の
まの拵成を大勝達て取りこる利益さまれ
して武士なれ小和尚の僧所あつて中段立数
寄屋を設こる事後世の傘指ひ也ねく
拵成仕方下人の若絶おそれきひ五品三の笑点の
知れて世者と仕方の仕形ハ我程と仕者
くて後仕方の通の掛ひて密謀して立退
しなり

一

主出の事を筋目といひ才智といひ役を仕者
ひくも家重き人おそと芦川十休既成ひて
拵密者ひ九ひ〳〵二度目ひ仕ひは我恵ひて
ねて家程の事を出を答ねとのみ当て能ま出
人と答ひ十休能心得ひ世の人小善ひ答
ひ人善ひ悪ひ人と一癖ある大悪人なり秋
迎孔子先ひ世の人小善ひ答ひ悪ひ

世間の人ハ一通ハ参り者出ハ煙草盆の大僧者
なり忠義の人ハ武士ハ武士ハ武士ハ参り
ハ能者有ハ孔子の流之悪ハ参り流之悪ハ
宗門武士ハ流所業比同ハ好ハ事ハ
武士ハ人猶立ハ不祥ハ悪ハ事ハ
ハ敬参ハ不可不敬ハ人ハ
能き人と思ひ悪き人ハ不可悪ハ大将の
心を附べき所ハ

一

武田頼宣君病気ハ年比の出仕を一度ハ
出仕ハ成ハ長崎ハ元日ハ長崎ハ二日ハ出仕
ハ年ハ中ハ時　頼宣君ハ長崎ハ元ハ常者
出仕ハ人々の礼ハ請ハ事有後ハ礼ハ
ハ請ハ成ハ長崎ハ元ハ常者ハ
ハ出仕せハ則ハ中の日ハ
ハ近ハ礼ハ請ハ成ハ長崎ハ
ハ

一

頼宣君ハ無ハ出仕ハ

伊改称す大和守を〳〵〳〵重様様被仰
付を〳〵者小田原唯八月廿日の夜のうくるを
家康秀忠川口屋敷へ打来り業山法師高麗
をれ進て上せてやふ　頼宣君も後なされ一切
世話なくて十五歳なれとも番所を十分れ
軍用のふくふ器をたし給なる事人馬を
拵て出今ふも急用ふて立人数拵を出使人
数をおし〳〵の道筋諸事山野深く武道の為
こしてこそふ世ふん我ふ〳〵と籠を

おろす事仁の用をケ様の事を代変毎に度度拵
の後に事と攀遠の稼を学んと同者を孔
乃老国ふ如と所しめ小人なりと補しめ
式我家の番所をもるるなく毎る所遠ひ
〳〵と散こ以化り氏様を被為〳〵る法所ふ
と国元の孤之者ふ〳〵と御言ふて為人ふ乗面
〳〵被立ふ〳〵

一

頼宣君の以家臣ふ二百石を給るる仰来ふ二十
代金三百を〳〵御扶持を永ふ〳〵る浅野少将殿ふ国の

費をいとなみ事とす村々にて素道事をたしなび候
間まゝ不申候しかるに其の外間中穿鑿
申を嫌ひ申候の筋中少なく間中穿鑿
申ふ必定なり若し又掛合の相手も中なる
頼宣君まて人馬無異武道の儀は無之無之
申候ゆへ間中に仕候役しなれてもなきよう
はなれ馬を拵ひ人夫小拵武道の心得能
事大なる儀を事掛申候 頼宣君
仰給ふ和きの武士の心得なくあるまてとなり

を油菜の湯の屋とあるなり又此の宿
事なふ庶ふ何も掛たとしをなるも三社の流
宮社の拵をも無ひとつ家中の外男
なるまて書跡絵賛の拵水なるも若者云
ことの拵なり事外しなる

一

頼宣君は常に仰せ聞かせ家中和合の
城の事を仕候ゆへ仕合能仕候
人馬減少の沙汰なく諸事逆意仕る者人城
少の義に仕出なくとなり中十二ある頼宣君

[illegible]人馬[illegible]拾[illegible]人馬[illegible]少の[illegible]
[illegible]の内[illegible]の者を[illegible]て仕事続[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
と[illegible]三年[illegible]
三年[illegible]
中[illegible]れて　頼豆君[illegible]
[illegible]細[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]

三年[illegible]
[illegible]
少一大事[illegible]
[illegible]の時[illegible]
[illegible]天下[illegible]人倫[illegible]天道[illegible]
[illegible]

一　頼豆君[illegible]
[illegible]

存念之趣申上候ハ殿様ニは御信心ニ而御座候
ところ中ニも殊ニ江戸ハ御出遊ばされ候事少ク仏神之
御参詣なされ候ゆへ御信心ハ薄く候而我等も案じ奉り候て
申上候楽翁君御代ニは深く江戸ハ申すに及ばず諸人ニ
照覧ニは有之候て御尊敬なされ候様ニいたし
此度ニ付申上候楽翁君御代ニて我城下の
仏神之儀も同事之事の守護ハ是楽翁君ニ上り
信仰も士農工商并御信心もれ无く御行届候の仕置
を致し御家安全長寿ニ而社稷をもニして

家中の者ニ明日江戸ハ勿論其外諸寺諸社の仏神
建立家中ニ風雨又火の災ある時ハ根ニ寄候の
事業勤めり御中ハ御照覧ニ参詣仕候様の事之
信心ニて夫ニ相成候と右信仰させて

一 一年公方様日光山之御参詣遊ばされ候ニ
御三家方其外御供なり　楽翁君ニは大業り
御老臣なり宿中狭くして御陣ニ小屋掛け
紀州の惣人数宿せし時水野監物忠有宗臣より
諸大名の小屋残見申くと日光山の御宿坊

出て年月日は年来紀州を奥深く隠れ小大
業の小屋敷を見て紀州公へ人なしと初て見付
小屋敷の法を遣ひ候事不業成の方を
彼の笑を出屋敷を情用く後日小比か紙
五枚ばかり亜阿小弥る亜阿是迄十五ヶ
初宮君かゝ〳〵と口笑ひ笠和甲州流の軍法
を習ひ種〳〵の術を中者ども笠和と小家
中の小屋敷我家給米石余の小屋小あつ
天地の遠ひ井の中の蛙の大法を与兵衛を

一

ゆて天を仰ぎ笑ふと大きに笑ひ出
笠を忘れ情なて又笠和小中られて笠和初て
知ること

一

紀州因を湯侯の以縁の前にて堅石被の鎧冑
を集めるを出を定小藤我侯と思ひ
拾貝我侯て右家を定めり〳〵花〻極我人動
文小取我て世〳〵くさるく丹軍小兵なし
世阿洋小沼平（ゆえ以花中方行也て紀州
の中城陸小向て大納言殿小は湯侯と新出て

永年の服練なりしを思ひ合せ　上聞に達し
世事多くは尋ねに城附の遠近も一年毎に見聞人
中へ出遊し年毎二度の御能抑えて陽後
以て年来の望み遂　頼宣君に拝見に入り
いろいろ諫定有り三浦長門守殿に若殿
守殿御伺ひ一同ひとく録の出遊後に
止めを中止　頼宣君仰せて世変江戸の
を以て出遊び成儀止めは是永寿の秘言
といふ通しを伺ひて永遊して又咎めなく永

軍の秘言は何とかして深く秘すべき
ものなり　和歌山の人の絶言
無きを江戸の方に伝ふ
録寿の出遊び
あるを却て永寿の
御能
頼宣君の
思ひ一途にて
録毎の出遊び有りまして
以義より別条なし

一
江戸表に中屋敷玉川の水を

[illegible]水四ツ頃ニ来ル[illegible]役色ニ文[illegible]
水勢ヨク来ル[illegible]ヲ頼宣君ヲ[illegible]
好ミテ梅を[illegible]戸ヲ[illegible]
水[illegible]の如く来ル其[illegible]

世間ニ[illegible]
つゞれ水[illegible]
流れ来ル[illegible]

一　安房龍洋寺直治ノ父常力東京ニ居ル[illegible]

[illegible]ニ[illegible]
子福九ハ幼少ヨリ[illegible]成長シ[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
父祖の[illegible]
又[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ふてはあるまじき筈に成いる因者と多福の能き
生えは我仕合と思ひ既に少しして

一 寛治の元年所以厩前より小笠原長清厩戸盛近
七郎盛並の松者ども法華堂幸長を立てれを
立後頼宣君御入国後法ども立て築之作
場をいろ〳〵大成も七郎上ける様ふれ作様
七郎は 頼宣君に変ゝ〳〵ゆはて和歌山ゝ
絵場を立花花道 松屋宗義茶道 伊藤等作等両
人の先大ゆふ以上を成要害の以来先以有

者ども両様ふふ様作場ふふ七郎成成と中され
りまて 頼宣君少〳〵ゝ変を仕為ゝて
以為之有〳〵之

一 頼宣君御幼少ゝ以眼力世ふ御ふ也ふて度
以成少人成ゝ五年十年後ふも以美人成ふ家紋別
ふて也他ふて成人ゝ〳〵数ゝ又同者也ふ
の者ゝ能以見知成成次ゝ同論以能見ふ数百
人の中ふても以身容成以穿鑿ふふふ果ゝて
以ふを用ふ也ふの者物少の者ゝ又女中を表大

扨亦ては右様に出大臣なる小行て成るを
撰び名を重国の根本を以て国家の二六時中に
人を使ふ也 公義大切の以奉公を成恩切
を以て御行ひなんとの以て無怠ることなし

一 頼宣君年生第人を以て御行ひなんを才不
器たりとも御名聞の御使ひ先以道者の人
使ひて以て万事の以て度大勢御使ひ充満
る事度の人使ひ推て活使ひて有事を以て

成ては御公儀静に活人に以て礼儀活使ひて
附かを遠の使ひを多勢群集の中事度人使
ひる者乃名を以て呼ひ之を名遠の以差あり小
使ひ事の事迄御目見を使事を知ひ人
使ひ居ても殿様に成ては必得
御使ひ小者に群集を使ひ

一 若衆方小姓以て附表使の女中者の者を
活以て流御使ひ中ることを少石以て礼を
有て以礼を以て活使ひ或附女中流表使者を使ひ

被為仰付候ハ、成果敷の若者ハ、
大坂小坂と唱へ成敗人をもしたがへ
歴々の侍源平藤橘を初め氏姓正しき者ハ
向後侍成とゝ中して取扱へ成ものとす

一
或時頼宣君伊勢の御山中往来の友後ハ貴人
ハ乗物を用ひ給ふ山中にハ山賊を以て往来
ハ其の用意を為て防を設ける事ハ武
士の所為 又義経ハ牛ハ乗りくるの往来
ハ性中次の牛往来つゝ使役を立て小荷駄

牛の上に乗ハ駕籠ハ用ひ給ハ
ゝ〻〻ハ日例ハ駕籠ハ用ひ給ハ
新参ハ駕籠ハ乗ハ
山中刀指て乗ハ
供ハ若ハ侍ハ刀ハ一本ハ
鞍あて十ハ刀を乗て指ハ
城町郡町同道ハ駕籠ハ附ハ
ハ中屋敷ハ
敬ハ

於膝下に丈夫より貴人の気をも察し給ふ
は御年齢の頃より此方に附て元来大人の気あり
記候しを後年に至り年寄成候は殊に左の識
田舎の祇園の祭見物に御出遊し被為在候心
生田共に清水の件にて通行被遊候中に
是迄之時に十八九歳の小性共其の刀銭相持
たの後に諸方にて申上しもの刀の柄を掴みて見て成
御後にまても　尾張殿にも御中御しらしてを
給ひつ哉

一　頼宣君御智勇絶倫にしてさせ給ふ事は只今に至りて
人の心を感動させ候き心入骨髄に徹せる様に
有しる度之感附　尾張大納言義直卿水戸
中納言頼房卿御同座にて不思議に見え候而御
座候に御酒宴に付けて松の座は天下の名物にて
権現様より御書の御拝領の品とて御給ふ
見事に少々御一覧被成度ときにいふ申す御意には
頼宣君安きことに御座候とて文箱大小の道具を
座前にて見せ申さるにも人も御骨無く茶の湯

少て 丁越前目うて 鐵砲に書記なて 世界を見
千宗旦流の松の家なて 世界を巡 いさて
世界を勝て 頼宣君を給ふ 世界に天下中興
の名人 千利休の孫なて 名人千宗旦と中に
勿論茶道の達人なて 御両刀も世界知名
人茶道なくは天下の名家なて 名人なくて
御両殿も名人御茶道なて 天下家の名
家なて 初て 亟中 うと乃 作を家て 宗旦
一座の面目 宗旦 茶道 流を 面茶道 達 仕

一 頼宣君 出 以 武の御 去 若 以 供 なて 以 名の
先 立 の御 半 茶 鞋 の 中 忠 義 以 名 人
内 の 以 以 美 人 家 人 て 古 見 を 茶 道 家 を
を 御 半 茶 鞋 の 武 頼 宣 武 なる を 茶 道 家 て
名 人 の 名 頼 宣 君 以 家 を 名 人 の 方
は 先 祖 代 に 城 を 大 坂 に 立 て 孫 なて 茶 鞋 立 の
を 仕 る 家 なれ 右 国 に 名 人 茶 道 大 坂
に 立 て 知 る 事 あ り て 茶 鞋 と 名 に 仕 け る の
に 仕 れ 彼 の 者 者 に 倫 の 感

演しなるとや

一 頼豊君仕ふ中宮の御出で入りの門茶の方にも
むさと料理を食し湯水を飲給へば茶の
中にて毒を用ひるの為と国人茶一切
茶事無別なるべきことなれども毒用の心なれ
ども茶の母の不為にて毒用なるもの有り胡使の
食物もその国人所思之者の方へ振舞ふ事ふ
なれば杉山毒の気をば行要と女人を賤しきふ
掬き掬ふて後この心得もなり毒を用ひる

てんの薄茶一なり世原ふ中宮は外さるる及ヤ茶事
の方にてもむさと使食ふ之敵大将の一大なるの人
をこと度々仕りしとかや

一 文安元年卯月廿日 大歓院様御代界之
月江之おかて浪人中氏富敬逆を企て紀伊新
言公の仕て祈し御判物を仕せ謀書を認め江
人九郎左衛門尉芝原又九郎以下数百人法堂に以陣
地敵をれ江の原十所を焼き不祥しと長禄失
ふて去方ふ少残さし法堂人は毒ふて沖へ

推知りて熱田の茶小火入て江戸中を一番小姓
小きくんと切りて文法堂人の内に村井左馬助
村井左馬助殿の家にて　松平伊豆守信綱
大夫右近将監殿詰く送る　長谷部九郎
兵衛殿又左衛門と始法堂に大方左衛門を大切に
二書て渡府宮の所　梅屋左郎兵衛方に自害
なり　梅屋紀伊大納言の御出判の御書数色
浪人とも方へ　公義出　此八月光中行れ
神君て一大事の始りなりて昼夜密談

有て兎角紀伊殿と御城　紀伊殿と
せらく　実否分しかたし　山内忠義と
御城に　紀伊殿と　こう捕て　伊勢の
数拾人　御城に　御城と
侍　尾張中納言　光左卿　水戸中納言
卿　御城に　光中　伊勢紀伊殿
に　浪人　の判の　数　
なり　尾張殿は　紀伊殿　

浪人の力を転するへきや是則謀書にて有之候と
之候水戸殿にても此状ハ必定謀書にて有之候へ
之候ゆへ之を上下心得違不申様ニと存候御触
頼宣君にハ少も御構なく候由ニて御前を罷出候し井伊
掃部頭殿雅楽頭酒井讃岐守忠勝松平伊豆守信
綱此度諸浪人等逆隠謀の次第中途にて阿部
豊後守忠秋件の書状紛ニ候を披露し候より
大納言殿判形疑なく候 頼宣君彼書と
相違候事ニ候故是非候へハ摑ニ候由

度候事にて御座候究竟右ニ付申遣候ハ細ハ
彼浪人党等に紀伊殿(様)の大名の判を似せ謀書致して
二代の忠勤を忘却し年来に遠く逆心を企て
御疑ひを被為請候へき我判を似せ逆心をた
くらミ候とは 上の御為をハ少も御存なく
存候ハ其事にて御為に御幼少の
若輩にて御疑ひを御晴候て私の[illegible]を企
思召事にて候然ハ存候へ少しも御為を存候
なく候さ候[illegible]し 天下安全の基目出度御事と

以紙帳の色異なる以接待を受られ、尾張水戸御
両卿を以老中も一同に感じ申し且は大納言殿の
忠義を実日に初男副侯の確辞を受給者
故に後世の君子と上下を振ひ申御後守
光圀侯御生涯を略伝の如く紀伊中納言
以数遠の金を以て[illegible]御家相続に成り一入
重衆の事なれば別冊に記す事なれども有所
頼宣君なくして中ふ御不見合事は御石墨
人を以て書き改めて作る事なれば[illegible]

世常聲の為に是なれば天下の治人に紀伊中納言の
御名を感じ奉り御三人以遠を以て老中と
中入り申し退出の先に伊井掃部頭殿
御後守、[illegible]侯七松平伊豆守同[illegible]
澤侯守跡に掃部頭殿に成る紀伊殿の接
接に[illegible]掃部頭殿に[illegible]
[illegible]
天下の[illegible]賊頼宣君を感じ奉る
頼宣君は[illegible]町人[illegible]

[illegible]

後府紙を海色の[illegible]に[illegible]の者有七日[illegible]

[illegible]

一

大猷院様[illegible]界の御頼宣君[illegible]朱主の裏[illegible]

[illegible]

[illegible]

中松平伊豆守[illegible]

上[illegible]老中[illegible]

[illegible]

[illegible]

一大蔵院様御代寛安三年の表　頼宣君御年五歳の
頃　尾州大納言義直君御年六歳の頃
義直君御年四歳　御年寄衆仰付られ
筆ぶ　尾張殿御家内人数なく　御年三
月　御家老　御有之　江戸　御留守
老　外見　奉書　尾張殿　御家
候　御　江戸　御留守
御　江戸　御留守　御
上　御　江戸　御留守
上　御　江戸　御留守
上　御　江戸　御留守

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

信を示すに際し間なく是を以て敵に備へられ
ける諸先列座に於て右の段申述べ諸人
おのおの感を申述べて諸先祖を感ず
水野左近将監重良人々ふかく感今日敵の陣方
我れ人間不敗の陣を拵へ細々なる事ハ
ものの座へ敵の内甲城見て馬乗ける
間なる所なりと麦を丸入砂を盛水を酒
池を平にかんと如麦を丸て此の陣
なるの意同断と支城拵おき有ハ我れハ

たとへハ敵国なる間ハ拵の事ハ有
間敷と仕るべきと申されを
間なく別当お達しなくて頼宣卿申され
法度等の中にて道理なきと仕まつる
者の御法度中水を盛と申ハ成ぬ君と君
なる事なりと感じ申されて

一

頼宣卿伊勢本の物ハ五郎左衛門を勝豆宗義細川
宰相忠興入道と親しき間伊勢信濃伊達中納言
政宗と申ハ兵庫成時細川三斎ハ

要ニ付ハ[illegible]
[illegible]虛堂の墨跡を新新の掛物天下の名物
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三秋ハ[illegible]虛堂の墨跡ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

頼宣君より御口上の趣を以て二部を以て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

掛物をば流義　頼宣君御愛玩成ル故ニ
なり　明智名来千宗易ニ　行ケ千虚堂墨
跡ハ掛ケて散ル　花義若ク居宗仕遠ノ
ノハ掛物を掛ケ　ケ　仕方ハ　頼宣君則
渡ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル
ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル

一

或時ハ客の一人ニて　頼宣君御馬を乞ル
の中ハ　ル　ル　ル　ル　ル　ル　ル

又鞍ハ[illegible]ちくハ近き花ちくと云様の上皆
用ハ感しなる事ハ松平豊前ハ[illegible]事ハ[illegible]
又馬場ハ[illegible]の所吉見豊前ハ豊前ハ[illegible]
[illegible]を[illegible]の中ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

家康は隠れなき馬の上手なる細橋殿なりと
見あせて見物する所に格別出て御馬乗りの
上手なる御馬格好の武者ぶりの方と舎人
四人出て幸治郎 松平新右衛門尉 内藤
左兵衛尉 川崎弥次郎 渡り越し山の上を乗廻
軍法ばかり乗りて 家康、馬の名人なり
いの出格を越のなり 家康の見て川崎弥次郎
なりと申して乗ひいらると三人の天狗を制
大小感心 家康、八幡宮の若人と御覧

馬上の功者と乗りの八幡宮の三社の神の
なりと申しけるとの事なり 武田の功者と感
入 参り中は是出て考へる所 敵なしと若き年
業と 馬の名人 中納言 中納言 中納言
頼宣君と大小感有て 御近習を召寄
書きて 御使小納言

一 若年 頼宣君川野の近辺の御鷹の
御遊 不仕 水練 調法 仕 ける
事 なく 年十五 出 家 有 しと助

[illegible] 頼豆殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

今村小兵衛[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 板垣伊勢守殿[illegible]少[illegible]度[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

父の跡目[illegible]遣[illegible]家中[illegible]
[illegible]ふ行る者[illegible]俸[illegible]助ふ[illegible]行減[illegible]
[illegible]家中の上下[illegible]
[illegible]一代切頼母[illegible]
[illegible]必定也[illegible]
[illegible]遣[illegible]父[illegible]
[illegible]家中の[illegible]
[illegible]頼母[illegible]
[illegible]
[illegible]

なる徳[illegible]跡目を減[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]山[illegible]の書付を[illegible]作成して
戸村勘兵衛を使ひ初ハ　御感状を[illegible]
小机の[illegible]御清[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一　有田郡陳の[illegible]歟　頼宣君遠留の[illegible]梅
[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之書の文長尾勘解由左衛門尉景虎の[illegible]

[illegible]

[illegible]

頼宣君御[illegible]先年御[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]来り[illegible]を遂て能くて成[illegible]
事出来[illegible]能成をのくと[illegible]
久[illegible]の[illegible]
感[illegible]

一

[illegible]事の[illegible]
[illegible]
[illegible]の御[illegible]
[illegible]

若殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
事[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

大雲の降る所原谷狩野の[illegible]の[illegible]の[illegible]を中[illegible]の[illegible]の[illegible]丹波[illegible]

三郎[illegible]中[illegible]所[illegible]雲[illegible]

[illegible]雲[illegible]

[illegible]中の[illegible]福寺の[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]

[illegible]

頼宣君は如何様に御[illegible]なされ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信玄・謙信両人を招き大久保忠世を尾張国東條城
に見せ江戸城にて四郎勝頼と一戦上にて中合の事
信玄・謙信両人共に申合わせ甲斐国中大小
の諸寺院の時果て大水乃の内諸
信玄・謙信両人の角を出羽中山に中合
の時信玄・謙信両人の道者共少分葬儀の
聖道の儀なり 四郎吹上の長坂口にて
信玄・謙信両人の御葬儀を行る民部大輔の

懐中と少人数の御手勢を率し強敵なり 強敵その
御手勢の極数人数の後の但小田を極て所と
や御手勢を率し義殺敵なれば 因幡国鳥取城
なる事 天下に秀る大将も城郭に堅固
なるものへ信長 少武田信玄 自分の武勇に自慢
甲州の要害の要害なり故 勝頼 小信長
の御一日の防戦なり 山中へ籠て城を
なり 小原氏改名 勝頼 武勇 武
小田原城 秀吉の攻撃 万の大軍

四月より七月迄おしてせめ、要害の地、能登守家
中の奴原の中ふ大納言殿の内と云ふ者と云ふ者
要害のうちはおもて石垣堅固なる大将也大将ハ
城を出て敵人合戦切と立てしてうふ武家の
大将の方へ敵と云ふ者ハ信長迄ハ無之
鄭の人ハ知ず推察仕候所なるべしと
まゐる事を申もの奴原小歌三味線女
小性のうちのふ御事なるべ博くと思ひて

殆めもせぬ内利勢ハ兵家の妙所なれ共
ふ敵ふ軍を定のうき事也世間ハ
語を聞事ハ敵の虚ふ乗じ後ふ我
まゐる所ふ取て小和家の強事ハ
七拍子の事を申ふ成ふ
るるハ何て成るとの和家なり作法
滅ふ成量ふ成ふ
十二月ふ成ふ
武士武士のうを

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大坂陣の首帳是を見よ[illegible]九郎兵衛
[illegible]氏[illegible]名帳[illegible]方の名[illegible]
帳[illegible]九郎右衛門帳を拾見[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]九郎兵衛
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]やうに流し[illegible]を立て[illegible]
[illegible]近事[illegible]
[illegible]

一 去軍者の[illegible]中の又者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]紀別家中又者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

有り時　頼宮若狭守殿ハ古乃法中と水の
百姓百人を召て内の三人を組ハ[illegible]武
蔵守の山城守殿ハ[illegible]
[illegible]
我の住方為[illegible]の勢[illegible]
の新[illegible]
の新百姓[illegible]の住[illegible]
[illegible]
安房守昌幸　[illegible]

[illegible]
の城[illegible]
先[illegible]
[illegible]
[illegible]

一
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まて去ぬる日清を有之候へハ上意ハ
家内騒敷ハ先中之御内ヲ海陸荒浪ニ撰せられ
為和解ヲ深く信仰 上意之頼宣君ハ
ゝく迫ハ家臣ニ仕ハ同為ゝき吉凶右の沒を
ゆゝ
大猷院様ハ
山ヲ越ハ
ハ
ハ

荒尾志摩守殿ハ二番之手ニ雪崎出羽守殿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

りよ[illegible]を[illegible]書[illegible]も[illegible]元[illegible]帳中より[illegible]
屋敷集り紀伊殿より新宮の[illegible]を[illegible]
[illegible]代古宮の[illegible]軍功の[illegible]
[illegible]武者[illegible]紀伊殿
の[illegible]底[illegible]
せ[illegible]を[illegible]
天と地と[illegible]有[illegible]
つ[illegible]細[illegible]備代古宮の[illegible]
新宮の[illegible]

謀[illegible]天下の浪人を[illegible]紀[illegible]
古宮新宮を[illegible]
本[illegible]毎度[illegible]諸[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

一

或人紀[illegible]
[illegible]
なれ[illegible]百[illegible]

[illegible]武威者[illegible]、一[illegible]
惟関中の英氏と和睦[illegible]武威を大[illegible]
要害の中[illegible]

一 頼宣君隠居[illegible]事 縄[illegible]
作[illegible]人を[illegible]
年の謎をとる八月の此を[illegible]
人[illegible]事[illegible]

一 [illegible]頼宣君[illegible]場[illegible]
[illegible]

誰と見[illegible]
[illegible]
[illegible]

頼宣君

[illegible]

一 寛永十年正月江戸[illegible]元[illegible]川[illegible]元[illegible]
頼宣君の命[illegible]

庚戌元旦時在江戸

春入江城客夢中　一般生意十分濃
新正更喜帰期近　須遂陽和随我公

頼宣君の御次韻

和荒川景元歳旦韻

終道元来老逢中　新正四用法華濃
春風名改千種色　ちゝ相逢千人公

又　頼宣君ゟ若年の御句を方丈四ゟ山ゟ花を
ゝ後ゟ[illegible]ゟ終ゟゝ使ゟ[illegible]ゟ殺小入大雨頼ゟ
山ゟゝ法[illegible]殺ゟ[illegible]ゟ連句の比書有

不憶摩山雨　廣君使百花

頼宣君

堪斟盤谷水　對客煎新茶

ゟゟの句八略之

濱田道迪

一　頼宣君年若ゟ御国習年十月ゟ始の四五日民
本ゟ遠ゟ[illegible]ゟ一ゟ[illegible]ゟ殺　鞠数人数
なの四五人ゟ[illegible]ゟ三浦ゟ[illegible]ゟ[illegible]
四五人ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ殺ゟ[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一[illegible]の大将の馬数[illegible]

[illegible]

[illegible]

者文帝曰鳶旗在前屬車在後吉行日五十里
師行日三十里朕乘千里馬先安之遂不受千
里馬云云　頼宣君仰第力之至ヲ以て能薄ヲ忘
立一国の大将の我朋之人る数ハ如ト此ト
しと仰ける

一　西国征伐ヲ仰ふ士武附　頼宣君の御ハ仰ふ
獨楽しハ大将の御一云ハ大事の後ハ仰ふ
ヲ細々千金ヲ下ハ仰て之ヲ合ハ二ツ為ヲ
拾ハ中ハ一云の御ハ云ハ急命ヲ拾ハ中ハ云ハ

大将の御一云ハ大事成ハ仰ふ中ハ　頼宣君見
角の仰ける　して此後ヲ程助ハ仰ける

一　近国使ハ仰ふ　地形ヲ知ハ　内ハ仰ふ
ハ仰れ知ハ仰ふ　間ハ云ハ十年数ハ
ハ仰ふ弟農ハ仰ふ　栗ハ仰ふ　後ハ又ハ年貢ハ仰ふ
ハ仰ふ　入道して永蟄ハ云ハ仰ふ　間ハ仰て
ハ仰ふ　弟ハ有ハ　ハ仰ふ　伊達藤ハ次男角ハ
心ハ仰ふ　石ハ仰て　泉ハ仰ふ　中村ハ仰ふ　田地ハ仰ふ
成田ハ仰ふ　鎌ハ仰ふ　ハ仰ふ　ハ仰ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるなれば仮初めなる方様の御[illegible]結時は民
中を思ふ[illegible]を平らかに実たるの心入
かも[illegible]なるべし

一 伊丹三郎左衛門尉光安君四年前の時国
家心の厚きを思ひ[illegible]胡麻三郎左衛門尉
信長も思ひ[illegible]武門[illegible]の神を
頼[illegible]三郎左衛門尉三郎左衛門尉[illegible]
[illegible]武者の出る業なれ大将なるべ
[illegible]大将は国家を治め士

卒とあり[illegible]戦場に臨て指揮[illegible]
[illegible]事の例[illegible]楚の項羽は剣術を学て
見て[illegible]の敵なる[illegible]の敵なる
[illegible]の法を学ん塩梅を[illegible]
大切と[illegible]大将の[illegible]
軍に勝る事なし天下を[illegible]
宰相[illegible]

伊丹[illegible]

一 武門[illegible]の場合と見[illegible]和[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

頼豪君成り給ひて重盛成り給ひて秘蔵の事なれば
約束の文姫火をさきにもくろう持てる族もあり
伊義豪親ら成り給ひて重盛君の四位侍従殿と
なりて或時相義兵君軍法諸姫火を見給
ひて義豪成一国の大将の所まで諸ふるく
なる金子を出判の用ふ立廻さる見まさ如
その出方の者ともの者なる姫火を時ふて信れ
ども義経の三郎出を給ひしく乃中の蒙
ふる火を掛て三位ひろめて大軍を推る大姫
火を掛られる和ひて軍法諸姫火を我ひて
役中の立ひ以ひまて立蓋を掛て長ひ者郎
主ひふて敵まて居る軍大将の必降ひる
ひ居る和て居ひふ者ふ人の保ひ者和ふ
信人成ひ家人ひ成ひて居ひまて和ひ人の
姫ひ者ひ実ひて信用郎のひを出給ひて
入れたまれの者居ひて人ひの信ひて出ひ
成ひ

稽僊編卷之十六終